

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

関東千葉国民年金 事案 4571 (事案 3835 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和50年5月又は同年6月頃、A市役所に国民年金の加入手続に行った際、窓口の担当者から20歳まで遡って国民年金保険料を納付できる制度があるという説明を受け、妻が現金を持ち合わせていたので、その場で納付して領収書もらったことを覚えている。46年12月から48年3月までの期間については、前回の申立てで記録が訂正されたが、同年4月から50年3月までの保険料も納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和50年9月時点において、申立期間のうち、48年4月から同年6月までの保険料は時効により納付することができないこと、ii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、当該期間の保険料を納付していたとは考え難いとの判断がなされ、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)において、平成23年10月5日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議について、昭和46年12月から48年3月までの国民年金保険料のみを遡って納付したとの結果には納得できないとして再申立てを行っている。

前回の審議において、年金記録確認千葉地方第三者委員会では、申立人が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って納付したと主張する時

期は、同委員会が推認した加入手続の時期と相違しており、当該時点において、申立期間の一部に時効により納付できない期間が存することを主な理由とし、特例納付に係る期間以外の申立期間を訂正不要としたものであるが、申立人が国民年金の加入手続及び保険料を納付したと主張する 50 年 5 月又は同年 6 月頃と、同委員会の調査により推認した加入手続の時期である同年 9 月は、おおむね一致しているとも考えられ、申立人の今回の申立期間でもある 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間に係る再申立てを一概に不合理とすることはできないことから、申立人に係る申立てにつき、改めて検証することとした。

そうしたところ、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間について、国民年金加入時に申立人が居住していた A 市では、第 2 回特例納付実施期間において、社会保険事務所（当時）の職員が市庁舎に出張し、窓口において特例納付を希望する来訪者の対応を行っていたと回答しているところ、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される同年 9 月時点で、第 2 回特例納付に係る保険料に併せ、過年度保険料も納付することが可能であったと考えられる上、申立人が納付したと一貫して主張している金額は、前回の審議において納付が認められた 46 年 12 月から 48 年 3 月までの特例納付保険料及び申立期間直後の 50 年 4 月から同年 9 月までの現年度納付保険料に、同時点で納付可能であった 48 年 7 月から 50 年 3 月までの過年度納付保険料を合わせた金額とおおむね一致することが認められる。

また、第 2 回特例納付の保険料（1 月当たり 900 円）よりも低額である昭和 48 年 7 月から同年 12 月までの過年度保険料（同 550 円）を納付せず、特例納付保険料のみを納付したとは考え難い上、社会保険事務所の職員が対応したものであるならば、第 2 回特例納付で納付が可能である 46 年 12 月から 48 年 3 月までの期間と併せて、申立期間のうち、過年度納付が可能であった同年 7 月から 50 年 3 月までの期間についても納付するよう勧めたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される 50 年 9 月時点では、時効により国民年金保険料を納付することはできず、第 2 回特例納付による納付もできない期間であることから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、平成16年4月から17年9月までA社に勤務したが、この間、支給された賞与のうち申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与明細書（賞与）及び賃金台帳から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

私の夫のA社における勤務先は、工場移転により同社C工場から同社B工場に、その後は同社D工場に変わったが、同社に継続して勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にA社B工場から同社D工場に転勤したとする元同僚一人から提出された申立期間に係る給与明細書及び別の元同僚6人の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社B工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、上記元同僚のうちの一人及び申立期間にA社における雇用保険の加入記録が確認できる別の元同僚一人は、「自分自身は昭和40年4月1日に同社B工場から同社D工場に異動した。」と述べていること、及びこれら元同僚と同様に異動した申立人の同社D工場における資格取得日は同年4月1日であることを踏まえると、同年4月1日とすることが妥当

である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

私のA社における勤務先は、同社B工場から同社C工場に変わったが、同社に継続して勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料も控除されていた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元同僚一人から提出された申立期間に係る給与明細書及び上記元同僚を含む4人の元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、上記元同僚のうちの二人は、「自分自身は昭和40年4月1日にA社B工場から同社C工場に異動した。」と述べていること、及びこれら元同僚と同様に異動した申立人の同社C工場における資格取得日は同年4月1日であることを踏まえると、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

私のA社における勤務先は、同社B工場から同社C工場に変わったが、同社に継続して勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料も控除されていた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間においてA社に勤務していた元同僚二人の供述及び別の元同僚一人から提出された申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、上記元同僚のうちの一人及び申立期間にA社における雇用保険の加入記録が確認できる別の元同僚一人は、「自分自身は昭和40年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動した。」と述べていること、及びこれら元同僚と同様に異動した申立人の同社C工場における資格取得日は同年4月1日であることを踏まえると、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

私の夫のA社における勤務先は、同社B工場から同社C工場に変わったが、同社に継続して勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人と一緒にA社B工場から同社C工場に転勤したとする元同僚一人から提出された申立期間に係る給与明細書及び上記元同僚を含む3人の元同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、上記元同僚のうちの一人及び申立期間にA社における雇用保険の加入記録が確認できる別の元同僚一人は、「自分自身は昭和40年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動した。」と述べていること、及びこれら元同僚と同様に異動した申立人の同社C工場における資格取得日は同年4月1日であることを踏まえると、同年4月1日とすることが妥当

である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

私の夫のA社における勤務先は、同社B工場から同社C工場に変わったが、同社に継続して勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間においてA社に勤務していた元同僚二人の供述及びそのうちの一人から提出された申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、上記元同僚のうちの一人及び申立期間にA社における雇用保険の加入記録が確認できる別の元同僚一人は、「自分自身は昭和40年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動した。」と述べていること、及びこれら元同僚と同様に異動した申立人の同社C工場における資格取得日は同年4月1日であることを踏まえると、同年4月1日とすることが妥当

である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月まで
私は、20 歳になった昭和 45 年*月頃に A 市役所で国民年金に加入し、銀行の口座振替で保険料を納付していたのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 45 年*月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の発行日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が加入手続を行ったのは 49 年 8 月頃と推認できることから、申立人の主張と相違する上、同時点を基準にすると、申立期間のうち 47 年 6 月以前の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間の一部の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、過年度保険料は口座振替で納付することができない上、申立人は、「過去に遡って保険料を納付したことはない。」と申述している。

さらに、A 市に照会した結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることは確認できない上、オンラインシステムによる氏名検索（旧姓を含む。）及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から平成2年12月まで

私は、年金手帳の「初めて被保険者になった日」が昭和56年*月*日になっていることから、同年7月以降の国民年金保険料を納付したものとずっと思っていた。しかし、年金事務所の記録では申立期間が未納になっており、今年亡くなった母に生前確認したところ、母が代わりに納付したと強く主張していたことから、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になる頃、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を代わりに納付していたはずである。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年6月9日に社会保険事務所（当時）からA市B区に払い出された番号であり、前後の番号の第3号被保険者の該当処理日から、同年11月頃、加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した昭和56年*月*日に遡って資格取得したものと推認でき、この加入手続の時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立人の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は114か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほ

かに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から8年4月まで

私は、納付期限内に納められなかった国民年金保険料について、A市役所の国民年金の窓口で未納期間とならないように相談し、未納であった期間の納付書を郵送してもらい、保険料を銀行で納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市役所の国民年金課で、国民年金保険料が2年間しか遡って納められないことを聞き、期限内に納められなかった保険料を生活の負担にならないように1万円くらいに分割して金額を抑えた納付書を市役所の方に作成してもらい、保険料を全て納めていたので、未納期間は無いはずである。」と主張するが、「どの期間の保険料をいつ納めたかは不明である。」と述べており、申立期間の保険料納付の詳細は不明である。

また、A市役所の国民年金課は、「国民年金保険料は月単位の金額を納付するものであり、保険料を分割して1万円等とする納付書を作成することはできない。」と回答している一方、同市役所の国民健康保険課は、「国民健康保険の過年度の保険料について被保険者から相談があると、2,000円とか1万円の納付書を作成し、分割納付してもらっている。」と回答しており、申立人の主張する納付が申立期間の国民年金保険料であったとの心証を得られない。

さらに、申立人は、「婚姻期間中は、私と元夫の分の国民年金保険料を一緒に納付した。」と主張するが、申立人及びその元夫のオンライン記録によると、申立人は、申立期間後の平成8年5月から10年7月までの期間の全て

の保険料を時効にかからず納付できる最後の月（法定納付期限から2年後）に納付しているところ、申立人の元夫は、同期間の保険料を申立人とは別に全て法定納付期限に納付していることが確認できることから、申立人の主張と相違する。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4575

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から51年3月まで

私は、昭和48年8月25日に勤務先の工務店を退職し、妻が同年8月末までにA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間のうち自治会の班長だった1年間は、妻が自治会の組長宅に夫婦二人の国民年金保険料を持参し、ほかの年は、妻が市内の金融機関で夫婦二人分を納付した。領収書を処分してしまったが、昭和48年度分の妻の領収書が一部残っていたので提出する。結婚して以来、会社勤めの時は厚生年金保険に、自営業の時は国民年金に加入し、1回の未納も無く60歳まで納付したので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月1日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年7月12日に行われたことが推認でき、申立人の主張する加入手続の時期と相違する。

また、上記の昭和52年7月を基準にすると、申立期間のうち48年8月から50年3月までの国民年金保険料は、時効のため納付することができないほか、同年4月から51年3月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるが、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況が不明である上、特殊台帳においても、申立人に係る50年4月から51年3月までの保険料は未納と記録されている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から6年3月までの期間及び9年4月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から6年3月まで
② 平成9年4月から14年3月まで

私は、申立期間①及び②当時、病気で体調が悪く、仕事ができる状態ではなかったため、国民年金保険料については免除申請を行っていた。申立期間①に係る免除申請はA市B区役所で、また、申立期間②に係る免除申請はC市役所で、それぞれ行ったはずであるにもかかわらず、申立期間①及び②が免除期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の妻の分と一緒に免除申請を行っていた。」と主張しているが、オンライン記録において、申立期間①及び②に係る保険料の免除申請が行われた記録は無く、免除記録の訂正及び取消しが行われた形跡も見当たらない。

また、申立人が一緒に免除申請を行っていたとする申立人の妻は、申立人同様に申立期間①の保険料は未納である一方、申立期間②の保険料は一部の期間を除き大部分は納付済みであり、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間①及び②同時に居住していたA市及びC市の国民年金被保険者名簿（電算記録）においても申立期間①及び②は未納と記録され、オンライン記録と一致している上、申立期間①及び②当時、申請免除の手続きは年度ごとに行うこととされており、申立期間①及び②を免除期間とするには、合計10回の申請が必要となるため、複数の行政機関が同一人に対し同様の事務処理誤りを繰り返したとは考え難い。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間で

あり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成及び領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を免除されていたことを示す免除承認通知書等はなく、申立期間①及び②の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、国民皆年金制度ができた時期に夫婦ですぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、A 市役所において、国民年金手帳に検認印を押印してもらう形で、私が夫の分と一緒にまとめて納付していたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金制度発足当時、60 歳までの保険料及び複数年度にわたる保険料の前納が可能であったが、昭和 41 年の国民年金法の改正において、42 年 1 月から保険料額が引き上げられ、法改正以前に同年 1 月以降の保険料を前納している者については法改正前後の保険料との差額保険料を納付することとされた。

一方、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、上記の国民年金法の改正において生じた保険料の差額未納の月数を意味すると考えられる記載が確認でき、申立期間直前の昭和 41 年度及び 42 年度の納付記録欄に記載された納付月数が 2 段に書き分けられており、当該各年度の上段には「09」及び「00」、当該各年度の下段には「03」及び「12」と記載され、申立期間である 43 年度は「00」と 1 段に記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は、昭和 42 年 1 月から 44 年 3 月までの 27 か月間が未納とされているところ、昭和 41 年度及び 42 年度の保険料については、差額記録として、41 年度は 3 か月間、42 年度は 12 か月間が未納期間となっている一方、申立期間である 43 年度については差額記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を夫婦一緒にまとめて納付していたということのほか、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額に関する記

憶が明確ではなく、申立人の夫は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立人の夫も、被保険者台帳及びオンライン記録において、申立期間の直前である昭和 41 年度及び 42 年度並びに申立期間（43 年度）は申立人と同様の記録となっていることが確認できる。

以上の状況を踏まえると、申立人は、昭和 41 年度及び 42 年度の国民年金保険料を上記法改正以前に前納したと推認されるが、これら 41 年度及び 42 年度のうち法改正後に差額記録として未納とされた保険料並びに申立期間の保険料については、納付していたとは推認し難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、国民年金制度が発足した頃に、夫から国民年金に加入することの必要性を指摘され、A市役所本庁又は同市B（地名）にあった出張所で国民年金の加入手続を行った。それ以降の国民年金保険料については、私が同出張所で納付していたほか、自宅に私用で来ていた市の職員に納付を依頼しており、いずれにしても定期的に保険料を納付していたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金制度が発足した頃に国民年金の加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料を定期的に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が所持する国民年金手帳に記載された発行日から、昭和49年6月頃に行われ、その際、国民年金制度が発足した36年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立人の主張と相違する。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和49年6月頃、第2回特例納付が実施されており、申立人の国民年金被保険者台帳において、同年7月30日付けで申立期間直後の46年4月から47年3月までの保険料が特例納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料の納付については当該特例納付の利用も考えられるが、申立人は、定期的に納付したと述べるのみで、当時の記憶が明確ではなく、申立期間の保険料納付の具体的な状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 31 日に A 社（現在は、B 社）に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 5 月 1 日となっており、2 か月の空白期間があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された労働者名簿によると、申立人は、昭和 35 年 3 月 31 日付で A 社に入社し、同社 C 課に配属された記載があることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険の関係書類は無いので、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかは不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、A 社に新規採用（上記労働者名簿において採用区分が新規とされている。）されたと認められる者は全員入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が同日であるが、申立人と同じく同社での採用区分が中途採用と認められる元従業員で、被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和 35 年 5 月 1 日である者 7 名について、同社の入社日及び雇用保険の加入日を調査したところ、6 名は入社日の 1 か月から 3 か月後に、1 名は雇用保険の加入日（入社日は不明）から 1 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、中途採用者については、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の上司 2 名については姓のみの記憶であり、生年月日も不明であることから該当者を特定することができない上、連絡先が判明した元従業員に照会したところ、回答のあった 14 名は申立

人についての記憶が無いことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 7 月 21 日まで
② 昭和 47 年 7 月 24 日から 49 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 1 月 9 日から 50 年 9 月 1 日まで

私が、複数の会社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額が、当時の給与支給額に比べて低く記録されている。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の前後 20 名のうち、申立期間①の始期である昭和 46 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者であった 19 名に係る同日の標準報酬月額を見ると、申立人の標準報酬月額よりも高額である者は 5 名、同額の者は 2 名、低額であるものは 12 名であり、申立人の標準報酬月額が著しく低額である事情はうかがえない。

また、上記 19 名のうち、所在が判明した 9 名に照会し、6 名から回答を得たが、いずれも当時の給与明細書を所持していない上、自身の標準報酬月額の記録について、3 名は「当時の給与額とおおむね一致している。」、残りの 3 名は「不明。」と回答している。

さらに、A社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除額について確認できない。

加えて、上記被保険者名簿における申立人の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、同名簿の「標準報酬月額の変せん」欄において記録訂正などの不自然さは認められない上、当該事業所が加入す

るB厚生年金基金から提出された、申立人に係る基金加入員異動記録一覧の標準報酬月額とも一致している。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得時の標準報酬月額は6万8,000円と記載されており、同社に係る被保険者名簿の標準報酬月額と一致していることが確認できるが、同社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保存しておらず、申立人の給与額や保険料控除額は確認できないが、届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料以上の金額を控除することはあり得ない。また、当時の算定基礎届は保存していないが、厚生年金基金も同じ記録なので、当該届出の結果としての記録を信じる以外にない。」と回答しているところ、当該被保険者名簿の標準報酬月額は、当該事業所が加入するB厚生年金基金から提出された、申立人に係る基金加入員異動記録一覧の標準報酬月額と一致している。

また、上記被保険者名簿において、申立人の資格取得日(昭和47年7月24日)に近い同年6月から同年8月までに資格取得した男性従業員は申立人以外に41名確認できるところ、申立人の資格取得時の標準報酬月額と同額である者は34名、低額である者は7名であり、申立人の標準報酬月額が著しく低額である事情はうかがえない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は、昭和48年10月1日の定時決定においても資格取得時と同額の6万8,000円で、49年8月1日の随時改定まで継続しているところ、申立人の資格取得日と同月又は翌月に資格取得している多数の従業員は48年8月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定において、標準報酬月額が増額改定されていることが確認できるが、当該随時改定及び定時決定の算定の基礎となる報酬は、同年5月から同年7月までの各月に支給された報酬月額の平均額で決定されるが、当時申立人が加入していたD労働組合から提出された申立人の組合員台帳には、「自昭和48年5月17日、至昭和48年7月13日、6月分組合費免除、病気のため」の記載があり、当該労働組合は、「当該期間については、仕事を全休していると思われる。」と回答していることから、申立人は48年5月から同年8月までの期間において、通常の勤務日数よりも少ない勤務日数であったことが推認される。

加えて、上記被保険者名簿における申立人の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、同名簿の「標準報酬月額の変せん」欄において記録訂正などの不自然さは認められない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく

保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、E社に係る被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額記録は、当初、昭和50年1月9日の資格取得日は10万4,000円、50年10月1日の定時決定において17万円と記録されていたが、51年8月6日付けで、当該定時決定の記録が取り消され、50年9月1日の随時改定として20万円と訂正処理されているところ、当該資格取得時及び随時改定の標準報酬月額はオンライン記録と一致する。

また、上記被保険者名簿によると、E社において、昭和49年10月から50年4月までに資格取得をした多数の従業員について、資格取得時の標準報酬月額が10万4,000円と記録されていたところ、51年8月6日付けで遡って増額改定されている上、50年10月の定時決定が取り消され、同年9月の随時改定又は同年10月の定時決定において増額改定されていることが確認できるところ、当時、配車業務及び営業を担当し、退職時は役員だったとする者は、「当該訂正処理は、社会保険事務所（当時）の調査により指摘されたことによるものと思う。乗務員は皆売上げも違うので、訂正されていない者は、社会保険事務所が出勤簿、賃金台帳等を確認した上で妥当と判断したものと思う。」と回答している。

さらに、E社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の資料を保存していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額について確認できない。

加えて、当該事業所が加入するB厚生年金基金から提出された、申立人に係る基金加入員異動記録一覧の標準報酬月額は、厚生年金保険の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月頃から36年12月頃まで
② 昭和36年12月頃から38年3月1日まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）のC部に、申立期間②はD社（現在は、E社）に勤務した。両社とも正社員として業務に従事していたが、日本年金機構の記録では厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は勤務場所及び業務内容を詳細に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認される。

しかし、適用事業所名簿によると、A社は、昭和36年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同日より前の期間は適用事業所になる前の期間である上、B社は、「当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、元社員が所持していたA社の社員名簿（昭和39年1月当時）において、同社が適用事業所となった昭和36年4月1日以前から勤務している者は百数名いるものの、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は十数名であることが確認できる上、複数の元社員は、「厚生年金保険に加入した者は、勤務年数が長く、加入を希望した者だけであった。」と供述していることから、同社は、厚生年金保険の適用事業所となった日に、全従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号は連番で管理されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人はD社での具体的な業務内容を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認される。

しかし、適用事業所名簿によると、D社は、昭和35年6月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、38年11月1日に再度適用事業所となっていることから、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、E社は、「当時の事業主は既に死亡しており、資料も無く、当時のことは分からない。会社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であり、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の手続きは行っていないと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 20 日
② 平成 18 年 8 月 8 日
③ 平成 18 年 12 月 20 日

私のA社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に係る賞与明細書及び源泉徴収票を提出するので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録訂正の対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除していた事実があることが要件とされている。

しかし、申立人から提出された平成 17 年 12 月 20 日、18 年 8 月 8 日及び同年 12 月 20 日の賞与に係る賞与明細書並びに 17 年分及び 18 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人に対し支給された賞与支払額から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 4 月から同年 10 月末までの期間は A 社に、同年 11 月から 36 年 3 月末までの期間は B 事業所に勤務していたので、当該期間の厚生年金保険加入記録が欠落していることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社は、オンライン記録によると、昭和 34 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち昭和 34 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所は、平成 10 年 3 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間当時の元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日以後に被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したが、申立人を覚えている者がおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が申立期間当時に勤務していたと主張するB事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人が記憶している元事業主及び元同僚の所在が判明しないため、元事業主等に聞き取り調査ができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所と類似する名称の事業所の被保険者加入記録を確認したが、申立人のものと思われる加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5379（事案 288 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 15 日から 41 年 4 月 5 日まで

申立期間については、脱退手当金が支給された記録となっている。私は、脱退手当金の制度も全く知らなかったし、脱退手当金を受け取ったこともないので、再度、審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社に係る被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年7月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立人から聴取しても脱退手当金の制度を全く知らず、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成20年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、退職時の状況等を記載した文書を提出しているが、前回の申立てと同趣旨の内容であり、当該文書から申立人が脱退手当金を受給していないことを裏付ける事情は見当たらない。

また、申立人は、「私がA社を退職した頃に在籍していた厚生年金保険の担当者、同僚等を調査してほしい。」と主張していることから、これらの者に照会したところ、このうち連絡の取れた複数の者から回答があったが、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られなかった。

これらの事情は、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5380（事案 184 及び事案 4314 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 27 日から 36 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 35 年 5 月に A 社に入社し、36 年 8 月まで継続して勤務したにもかかわらず、その途中の申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。前回、元同僚が私の継続勤務を証明してくれた確認証明書を提出したにもかかわらず、申立てが認められないのは納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと、ii) A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 35 年 7 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、36 年 2 月 20 日に再度、被保険者資格を取得していること、iii) 申立人の健康保険被保険者証の整理番号が異なる番号で二度払い出されていることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 20 年 11 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、新たな資料として元同僚が申立人の申立期間における継続勤務を証明した確認証明書を提出して再申立てを行っているが、i) 当該証明書を記載した元同僚は、「申立人の勤務期間を具体的に覚えていない。私は、具体的な時期は覚えていないが、A 社には 2 回勤務した。2 回目に同社に勤務したときには申立人はいなかったと思う。」と供述しており、当該元同僚の 2 回目の被保険者期間が申立期間と一部重複することを考え合わせると、申立人と当該元同僚の供述が一致せず、確認証明書だけをもって、申立人が申

立期間に継続して勤務していたとは推認し難いこと、ii) 申立人は、元同僚として7名の氏名（一部は姓のみ）を挙げているところ、うち6名の氏名が被保険者名簿で確認できるが、連絡が取れたのは上記の元同僚を含め2名のみであり、もう1名の元同僚も「申立人の勤務期間について具体的に記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態は確認できないこと、iii) A社は、昭和36年9月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用の有無及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年1月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回、私が提出した確認証明書にて、私の申立期間における継続勤務を証明した元同僚が、2回目にA社に勤務したのは、私が当該事業所を辞めた後のことであり、その間、私が当該事業所に勤務していなかったと元同僚が供述するのは当然である。そのことは、元同僚と同郷で一緒に入社したもう1名の元同僚に聞いてもらえれば分かるはずであり、それにより私の当該事業所での継続勤務が証明されることになるので、もう1名の元同僚への聴取を行ってもらいたい。」と主張し、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人が指名した元同僚は、「私と一緒にA社に入社した元同僚が、当該事業所に継続して勤務していたか、一度退職して再就職したかについては、昔のことで覚えていない。」と供述している。

また、確認証明書を記載した元同僚にも再度聴取したところ、元同僚は、「昔のことで覚えておらず、私がA社に勤務していた期間、申立人が当該事業所に継続して勤務していたか、一度退職し再就職したかは分からない。」と供述している。

さらに、A社の被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する者で所在が判明した3名のうち上記元同僚2名を除く1名に照会したが、その元同僚は、「申立人のことは覚えていない。」と回答している。

このほか、申立人から新たな資料等の提出は無く、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。